

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和五年四月十一日から同年八月十四日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和五年四月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン五條店

所在地 五條市今井二丁目一〇五

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面2(1)及び3(1)から(3)まで記載のとおり

収容台数 六二九台

（変更後）位置 届出書添付図面2(2)並びに3(4)及び5(5)記載のとおり

収容台数 三八一台

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四箇所

（変更後）位置 届出書添付図面2(1)及び3(1)記載のとおり

位置 出入口の数 三箇所

位置 届出書添付図面2(2)及び3(4)記載のとおり

三 変更する年月日

令和五年十一月二十九日

四 届出年月日

令和五年三月二十八日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年四月十一日から同年八月十四日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例
（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで